

別紙1 事業者等が付保する保険

(第17条、第34条第1項第5号、第54条第2項関係)

事業者は、以下の保険の他、事業者が提案する保険を、事業者の費用負担において付保するものとする。

1. 整備期間中の保険

- (1) 建設工事保険：工事中の施設に事故が生じた場合、事故直前の状況に復旧する費用を補償。
- ・対象 本件工事に関するすべての建設資産
 - ・補償額 本件施設等の再調達金額
 - ・期間 着工から運営・維持管理開始予定日前日まで
 - ・その他 被保険者を事業者、下請業者を含む業務実施者、市とする。
- (2) 第三者賠償責任保険：工事中の第三者の身体・財産に損害を与えた場合、その損害に対する補償。
- ・対象 本件施設等内における建設期間中の法律上の賠償責任
 - ・補償額 対人：1名あたり1億円、1事故あたり10億円
対物：1事故あたり1億円
 - ・期間 着工から運営・維持管理開始予定日前日まで
 - ・その他 被保険者を事業者、下請業者を含む業務実施者、市とし、交叉責任担保特約を付ける。

2. 運営・維持管理期間中の保険

- (1) 第三者賠償責任保険：運営・維持管理期間中の第三者の身体・財産に損害を与えた場合、その損害に対する補償。
- ・対象 本件施設等内における運営・維持管理期間中の法律上の賠償責任
 - ・補償額 対人：1名あたり1億円、1事故あたり10億円
対物：1事故あたり1億円
 - ・期間 運営・維持管理開始予定日から事業終了日まで
 - ・その他 被保険者を事業者、下請業者を含む業務実施者、市とし、交叉責任担保特約を付ける。
- (2) 普通火災保険：運営・維持管理期間中の火災等により本件施設に損害が生じた場合、その損害を補償。
- ・対象 本件施設
 - ・補償額 再調達価格
 - ・期間 運営・維持管理開始予定日から事業終了日まで

※上記保険以外の保険の付保については、事業者提案とする。

なお、運営・維持管理期間中の保険については、事業者が上記の保険を付保した場合と同等の効果がある手法を提案し、市がこれを認めた場合には、これによるものとする。

別紙 2 不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合

(第 14 条第 3 項第 4 号、第 35 条第 2 項第 4 号、第 37 条第 1 項第 4 号、
第 39 条第 3 項、第 41 条第 3 項、第 62 条第 2 項関係)

1 整備期間

整備期間中に不可抗力が生じ、本施設に損害（ただし、事業者の得べかりし利益は含まない。以下本別紙 2 において同じ。）、損失及び費用が発生した場合、当該損害、損失及び費用の額が、整備期間中における累計で、施設整備費金額の 1 パーセントに至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担する。ただし、当該不可抗力事由により保険金が支払われる場合、事業者の負担額を超えた当該保険金額相当額は、市の負担部分から控除する。

2 運営・維持管理期間

運営・維持管理期間中に不可抗力が生じ、運営・維持管理対象施設の全部又は一部に損害、損失及び費用が発生した場合、当該損害、損失及び費用の額が一事業年度につき累計で不可抗力が生じた日が属する事業年度において支払われるべき運営・維持管理費（第 56 条の規定による改定を考慮し、かつ第 57 条の規定による減額を考慮しない金額とする。）の 1 パーセントに至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担する。ただし、当該不可抗力事由により保険金が支払われる場合、事業者の負担額を超えた当該保険金額相当額は、市の負担部分から控除する。

以上

別紙 3 保証書の様式 (第 42 条及び第 43 条関係)

〔建設企業〕（以下「保証人」という。）は、長岡市生ごみバイオガス化事業（以下「本件事業」という。）に関連して、事業者が長岡市（以下「市」という。）との間で締結した平成 23 年〔 〕月〔 〕日付け事業契約書（以下「本件事業契約」という。）に基づいて、事業者が市に対して負担する以下の第 1 条の債務（以下「主債務」という。）につき事業者と連帯して保証する（以下「本保証」という。）。なお、本保証において用いられる用語は、本保証において特に定義された場合を除き、本件事業契約において定められる用語と同様の意味を有するものとする。

第 1 条（保証）

保証人は、本件事業契約第 42 条及び第 43 条に基づく事業者の市に対する債務を保証する。

第 2 条（通知義務）

市は、本保証の差入日以降において本件事業契約又は主債務の内容に変更が生じたことを知った場合には、遅滞なく当該事由を保証人に対して通知しなければならない。本保証の内容は、市による通知の内容に従って、当然に変更されるものとする。

第 3 条（保証債務の履行の請求）

- 1 市は、保証債務の履行を請求しようとするときは、保証人に対して、市が定めた様式による保証債務履行請求書を送付しなければならない。
- 2 保証人は、保証債務履行請求書を受領した日から 7 日以内に当該請求に係る保証債務の履行を開始しなければならない。市及び保証人は、本項に規定する保証債務の履行期限を、別途協議のうえ、決定するものとする。
- 3 保証人は、主債務が金銭の支払を内容とする債務である保証債務の履行については、当該保証債務履行請求書を受領した日から 30 日以内に当該請求に係る保証債務の履行を完了しなければならない。

第 4 条（求償権の行使）

保証人は、本件事業契約に基づく事業者の債務が全て履行されるまで、保証人が本保証に基づく保証債務を履行したことにより、代位によって取得した権利を行使することができない。ただし、市及び事業者の同意がある場合は、この限りでない。

第 5 条（終了及び解約）

- 1 保証人は、本保証を解約することができない。
- 2 本保証は、本件事業契約に基づく事業者の債務が終了又は消滅した場合、終了するも

のとする。

第6条（管轄裁判所）

本保証に関する訴訟、和解及び調停に関しては、新潟地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

以上の証として本保証書が2部作成され、保証人はこれに署名し、1部を市に差し入れ、1部を自ら保有する。

平成 [] 年 [] 月 [] 日

保証人：

別紙4 サービス購入料と支払いスケジュール

(第55条、第56条、第64条第1項第1号ないし第3号、
第65条第4項第1号ないし第3号、第66条第1項第1号ないし第2号、関係)

1. サービス購入料の構成

サービス購入料の構成は以下のとおりの区分とし、金額については事業者による提案とする。

【サービス購入料】

費用項目		明細	
サービス購入料	①固定費	A	・設計・建設業務の対価
		B	以下の提案金額は毎年度一定額とする ・人件費 ・市とのユーティリティ基本額按分額（水道、電気、下水料金） ・修繕費（毎年度一定額とする） ・SPC 運営費 ・保険料 ・車両代 ・その他
	②変動費	C-1	（発酵対象の受け入れごみに係る変動費） ・人件費 ・ユーティリティ（薬品、水道、電気、ガス、下水料金） ・その他
		C-2	（寿ごみ焼却施設への搬出不適物に係る変動費） ・人件費 ・ユーティリティ（薬品、水道、電気、ガス、下水料金） ・その他
	控除		▲残渣買取額（含水率50%換算）
			▲排水買取額

※ 上記表に記載する金額に、ガスの有効利用に対するインセンティブ・ペナルティは含まれていない。

※ 発電の場合のサービス購入料は、自家消費電力（事業者自ら消費する電力分）額を控除した額とする。

※ 評価にあたっては、サービス購入料に自家消費電力額を加算した額を用いる。その際の電力単価は、市想定電力購入単価とする。

※ 下水処理単価は、105 円/m³（H22.4.1 現在）として提案すること。

【サービス購入料以外の金額項目】

事業者提案による費用収益	③有効利用	+ガス以外の有効利用収入
		-市からの有価物買取額
市の直接負担・収入等	④処分費	(市負担) ・処分量は提案：市想定処分単価 15,000 円/t × 処分量 t ただし、提案された有効利用量が達成されない場合は事業者は市に市の増加負担額を返還。
	⑤ガス販売収入及び余剰電力利用による負担削減	・ガス販売量×33.0 円/m ³ N (市想定ガス販売単価) ・余剰発電量×11.2 円/kWh (市想定電力購入単価) ・事業者への有価物売却額 (残渣、排水) 【発電における提案時の市想定電力購入単価及び自家消費電力単価】 ・11.2 円/kWh (市想定電力購入単価 (東北電力〈法人-高圧受電-工場等) 電力量料金 (円/kWh) 夏季、その他季の平均額、H22.4.1 現在)

- ※ 市想定処分単価、市想定ガス販売単価及び市想定電力購入単価については、社会情勢等に応じて変動する。また、処分先を提案することにより、処分単価の提案を行うことができる。原則として提案された処分単価は見直さないが、社会情勢等の合理的説明がなされた場合には見直すことがある。
- ※ 市想定ガス販売単価は、今後変動があるため適宜見直しを行う。運営段階における市想定電力購入単価は、上記の東北電力による単価での当該四半期加重平均単価を用いる。提案にあたっては、上記単価を前提にすること。
- ※ 余剰発電量=発電量-自家消費電力量
- ※ 市想定ガス販売単価及び市想定電力購入単価は、少数第2位以下を四捨五入する。
- ※ サービス購入料の計算数値は少数第2位以下を四捨五入し、計算結果は円未満を四捨五入する。
- ※ インセンティブ・ペナルティの計算方法は、後述の2を参照。

2. 運営・維持管理に係るサービス購入料計算方法

サービス購入料の計算方法については、固定費と変動費部分において以下の計算方法を採用するものとする。計算はサービス購入料支払に合わせ、四半期ごとに実施する。

①固定費：物価変動による変動及びモニタリングによる減額のみ

②変動費：物価変動のほか次の計算を行い、サービス購入料 C-1 に対して、インセンティブ及びペナルティを与える。

ア 処理に対する変動費の扱い

以下の計算式のとおりとし、受け入れた生ごみのうち寿ごみ焼却施設への不適物搬出分についての費用も一定額を市が負担する。

$$(A - B) * X = \text{サービス購入料 C-1}$$

$$B * Y = \text{サービス購入料 C-2}$$

A：受入生ごみ量 (t)

B：寿ごみ焼却施設への不適物搬出量 (t)

X：受入生ごみ 1t 当りの提案変動費単価 (円/t)

Y：寿ごみ焼却施設への搬出不適物 1t 当りの提案変動費単価 (円/t)

イ 発生ガスに対するペナルティ

交付金の交付要件である 150 m³ N/受入生ごみ 1t からの減少分が発生した場合には、要求水準の未達とみなしモニタリングによってペナルティが発生する。ただし、受け入れ生ごみの性状が計画値と大幅に異なっていることを事業者が証明した場合は除く。

$$(C - D) \div E * X = \text{発生ガス量ペナルティ}$$

C：発酵槽投入ごみ (t) × 交付金相当発生ガス量 150 (m³ N/t)

D：実際の発生ガス量 (m³ N)

E：交付金相当発生ガス量 150 (m³ N/t)

X：受入生ごみ 1t 当りの提案変動費単価 (円/t)

※ただし、C-D がマイナスの場合は除く。

ウ 精製ガスに対するインセンティブ【精製ガス提案の場合】

精製後の販売ガス量※によって、サービス購入料のインセンティブを与えるものとし、計算方法は以下のとおりとする。サービス購入料に減少分が発生した場合には、オを参照。

$$(G - F) * Y \div 2 = \text{販売ガス量インセンティブ}$$

F：発酵槽投入ごみ(t)×発生ガス 150 m³ N 当たりの提案販売可能ガス量(m³ N)

G：実際の販売ガス量 (m³ N)

Y：市想定ガス販売単価（円/m³N）

- ※ 販売ガスとは、精製ガスから事業者が場内で利用するガスを除いた市の販売可能ガスを意味する。
- ※ ただし、発酵槽投入ごみ t 当りの発生ガス量が 150 m³N を超えていて、発生した販売可能ガス量が提案販売可能ガス量に満たない場合にはモニタリングによるペナルティとする。
- ※ 市想定ガス販売単価は社会情勢等に応じて変動するものとする。
- ※ 上記は要求水準を満たしたガスであることを前提とする。

エ 発電に対するインセンティブ【発電提案の場合】

逆潮電力量によって、サービス購入料のインセンティブを与えるものとし、計算方法は以下のとおりとする。サービス購入料に減少分が発生した場合には、次のオを参照。

$$(b - a) * x \div 2 = \text{逆潮電力量インセンティブ}$$

- a：発酵槽投入ごみ（t）×発生ガス 150 m³N 当たりの提案逆潮電力量（kWh）
- b：実際の逆潮電力量※（kWh）
- x：市想定電力購入単価（円/kWh）（東北電力〈法人－高圧受電－工場等〉電力量料金（円/kWh）夏季、その他季の平均額）

- ※ 実際の逆潮電力量とは、発電電力から事業者が場内で利用するバイオガス化施設の消費電力を使った後、市の寿ごみ焼却施設で利用できる量を意味する。
- ※ ただし、発酵槽投入ごみあたり発生ガス量が 150 m³N を越えていて、実際の逆潮電力量が提案逆潮電力量に満たない場合にはモニタリングによるペナルティとする。
- ※ 市想定電力購入単価は「（東北電力〈法人－高圧受電－工場等〉電力量料金（円/kWh）夏季、その他季の平均額）」をもって変動するものとする。
- ※ 上記は要求水準を満たしたガスであることを前提とする。

オ 販売ガス量及び逆潮電力量に対するペナルティ

発酵槽投入ごみ t 当たりの発生ガス量が 150 m³N を超えているにも関わらず、150 m³N 当りの販売ガス量が、提案した 150 m³N 当りの販売ガス量に満たない又は性状が悪くガスが売れなかった場合、または提案逆潮流量が実際の逆潮流量に満たない場合には、要求水準の未達とみなしモニタリングによってペナルティが発生する。

ただし、受け入れ生ごみの性状が計画値と大幅に異なっていることを事業者が証明した場合は除く。

【精製ガス提案の場合】

$$(F - G) \div J * X = \text{販売ガス量ペナルティ}$$

F：発酵槽投入ごみ(t)×発生ガス 150 m³ N 当たりの提案販売可能ガス量(m³ N)

G：実際の販売ガス量 (m³ N)

J：発生ガス 150 m³ N 当たりの提案販売可能ガス量 (m³ N)

X：受入生ごみ 1t 当りの提案変動費単価

※ただし、F-G がマイナスの場合は除く。

【発電提案の場合】

$$(a - b) \div d \times y = \text{逆潮電力量ペナルティ}$$

a：発酵槽投入ごみ (t) ×発生ガス 150 m³ N 当たりの提案逆潮電力量 (kWh)

b：実際の逆潮電力量 (kWh)

d：発生ガス 150 m³ N 当たりの提案逆潮電力量 (kWh)

y：受入生ごみ 1t 当りの提案変動費単価 (円/t)

※ただし a - b がマイナスの場合は除く。

3. ガス以外の有効利用に対する利益及びペナルティ

ガス以外の有効利用に関して得られた利益は全て事業者に帰属する。

発酵残渣について市の処分費が事業者の提案を上回った場合には、事業者は処分費増加分の費用を市に支払う。下水処理費の増加については事業者が負担する。ただし、下水処理費の変動費分は受入ごみ量によって変動する。

$$(H - I) \times z = \text{資源化物ペナルティ}$$

H：提案有効利用量 (t または m³)

I：実際の有効利用量 (t または m³)

z：発酵残渣は 1t 当たりの提案単価 (円/t) ※

下水は 1 m³ 当りの提案変動費単価 (円/m³) ※

※運営開始後のペナルティ計算に用いる単価は、市が契約する実際の単価とする。

下水に係るペナルティについては、事業者が実費分を負担する。

4. 初期投資に係る内訳

提案にあたり、以下の項目に細分化して提案を行うものとする。その他の項目がある場合には、項目名を追加し金額を記載する。

【初期投資】

費用項目	明 細	
交付金対象	土木・建築 プラント設備 道路・外構	処理・管理棟工事 建築付帯機械設備・建築付帯電気設備 その他設備 工事共通設備 受入供給設備 発酵設備 発酵残渣処理設備 放流設備 バイオガス有効利用設備 排水処理設備 電気設備 計装制御設備 その他設備 搬入道路工事 造成工事 外構工事 その他設備工事
交付金対象外	プラント設備 その他設備	バイオガス精製設備 車両、備品
交付金及びサービス購入料の支払い方法	循環型社会形成推進交付金 50% 年度ごとの出来高を確認後、出来高の 90%を年度ごとに一括して SPC に支払う。	

5. 物価変動の考え方（案）

サービス購入料及び事業者が提案した発酵残渣の有効利用ができなかった場合に市へ支払う処分費について、以下のとおり物価変動に基づいて変動させるものとする。評価は毎年度1回とし、翌年度の第1四半期分から反映させる。

① サービス購入料B

サービス購入料Bは、本事業での運営・維持管理業務に要する固定費をいう。

ア 人件費

イ 市とのユーティリティ基本額按分額（水道、電気、下水料金）

ウ 修繕費

エ SPC 運営費

オ 保険料

カ 車両代

キ その他

② サービス購入料C-1、2

サービス購入料Cは、本事業での運営・維持管理業務に要する変動費をいう。

ア 人件費

イ ユーティリティ変動分（薬品、水道、電気、ガス、下水料金）

ウ その他

③ 処分費

事業者が提案した発酵残渣の有効利用ができなかった場合に、市が負担する処分費相当額について事業者が市へ支払う額をいう。

「サービス購入料の計算方法」

$$X' \times \alpha = Y'$$

Y'：改定後の各支払額

X'：改定前の各支払額（税抜き、第1回目の改定が行われるまでは契約書に記載された額とする。

α ：改定率

$$\text{改定率} = \frac{\text{改定計算時の前年度の指数}}{\text{改定計算時の前々年度の指数}}$$

※ 当該改定率は少数点以下第4位未満を切り捨てるものとする。

計算の結果、円単位未満が生じた場合には、円単位未満を四捨五入する。

指数は年単位のものを使用する。

改定は原則として年度単位（4月～翌年3月）で実施するものとし、事業者は、毎年度6月30日までに、指標値の評価の根拠となる資料を添付して当該年度のサービス購入料の金額に用いる指数の根拠を市に通知し、市の確認を受けるものとする。改定が行われない場合も同様とする。また、ユーティリティ単価については四半期ごとに市に通知する。

表 物価変動に採用する改定率

区 分	内 容
サービス購入料B	①のイを除くサービス購入料Bについて、「国内企業物価指数／総平均（日本銀行調査統計局）」を採用
サービス購入料C	②のイを除くサービス購入料Cについて、「企業向けサービス価格指数／産業廃棄物処理（日本銀行調査統計局）」を採用
処分費	実際の契約単価を採用

※ 消費税率変更があった場合には、その影響を除外して計算することとする。

※①イ及び②イのユーティリティ単価は、当該四半期平均単価に従って変動する。

7. サービス購入料の支払い方法

項 目		内 容
固定費	サービス購入料 A	<ul style="list-style-type: none"> ・「1. サービス購入料の構成」に示す設計・建設業務の対価として、循環型社会形成推進交付金及び起債等によりサービス購入料 A を年度の出来高により一括して支払う。 ・契約書等に示す出来高検査の後、平成 23 年度及び 24 年度分の出来高の 90%をそれぞれの年度ごとに支払う。事業者は市による各年度の出来高検査を受けるものとする。 ・契約書等に定める「建設業務完了証」交付後、事業者は速やかに市にサービス購入料 A の請求書を提出する。 ・市は、適法な請求書受理日から 30 日以内にサービス購入料 A を支払う。
	サービス購入料 B	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、第 40 条に定める本施設の引渡しの完了を確認した後、事業者に対してサービス購入料 B を四半期に 1 回、計 60 回に分けて支払う。 ・事業者は、各事業年度の各四半期終了後に市にサービス購入料 B の請求書を提出する。 ・市は、適法な請求書受理後 5. に示す物価変動及び別紙 5 に示すサービス購入料の計算を行い金額確定し、請求書受理日から 30 日以内にサービス購入料 B を支払う。ただし、市と事業者との合意がなされない場合を除く。 ・第 1 回支払予定時期は、平成 25 年度第 2 四半期終了後の請求からとする。
変動費	サービス購入料 C	<ul style="list-style-type: none"> ・市は、第 40 条に定める本施設の引渡しの完了を確認した後、事業者に対してサービス購入料 C を四半期に 1 回、計 60 回に分けて支払う。 ・事業者は、各事業年度の各四半期終了後に市にサービス購入料 C の請求書を提出する。 ・市は、適法な請求書受理日から 30 日以内に 5. に示す物価変動及び別紙 4 に示すインセンティブ・ペナルティによるサービス購入料の計算を行い、金額確定後 30 日以内にサービス購入料 B を支払う。ただし、市と事業者との合意がなされない場合を除く。 ・第 1 回支払予定時期は、平成 25 年度第 2 四半期終了後の請求からとする。

※ 長期支払いスケジュールは提案に基づき、契約時に別途作成を行う。

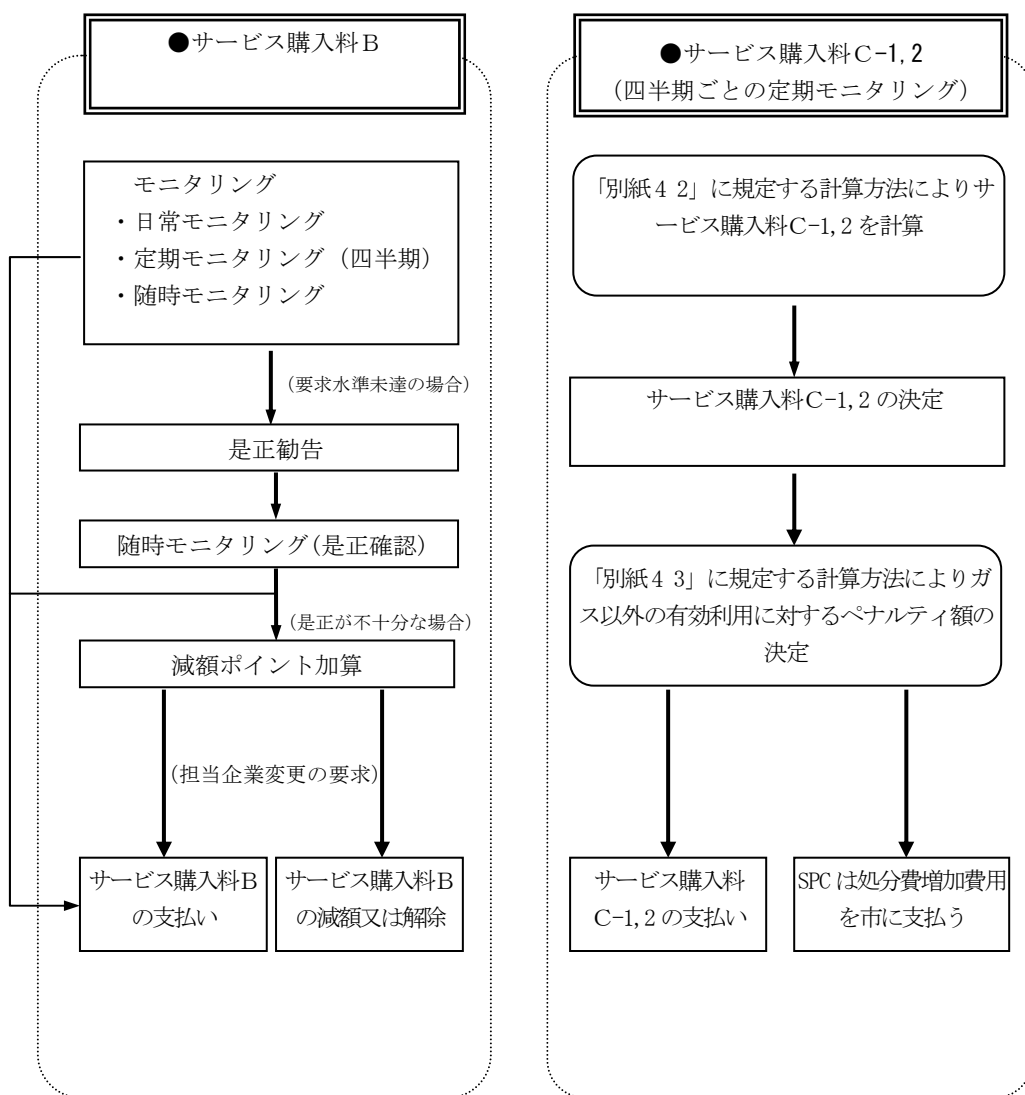
以 上

別紙5 サービス購入料の変動の基準と方法
(第53条第2項、第57条、第60条第2項関係)

1 運営・維持管理期間中の業務水準低下に対する措置

市は以下のモニタリング方法により、翌四半期又はそれ以降のSPCへのサービス購入料の支払いを減額又は契約を解除する。市は是正勧告後、是正確認を行い是正が不十分であると判断した場合には、ペナルティポイントを加算し減額や契約解除を行う他、構成員の変更を要求することができる。

モニタリングの流れ



措置の内容	手続きの概要
サービス購入料の減額	一定の業務については、業務水準低下の内容に応じて毎月のペナルティポイントを計上し、それに支払期ごとに集計した当期ペナルティポイントに応じてその期の支払を減額する。
是正勧告	業務水準低下の内容に応じて当該業務の是正を期限を定め事業者に勧告する。
業務担当企業の変更	勧告を経て改善が認められない場合、市は事業者に対して、業務担当企業の変更請求を行うことができる。
契約解除	勧告を経て改善が認められない場合、もしくは、業務担当企業の変更を経て業務の改善が認められない場合、市が契約継続を希望しないときには、契約を解除することができる。

2 モニタリング

モニタリングについては、事業者において自己監査（セルフモニタリング）と自立的改善が十分に機能するように措置すべきことを前提として、以下のとおり行う。

(1) モニタリング実施計画書の作成

市は、契約締結後、以下の項目を含むモニタリング実施計画書を作成する。

- (ア) モニタリング時期
- (イ) モニタリング内容
- (ウ) モニタリング組織
- (エ) モニタリング手続
- (オ) モニタリング様式

(2) モニタリングの方法と費用負担

ア モニタリングの方法

(ア) 業務日報等の提出

事業者は、市が日常モニタリングを行うための業務日報（毎日）及び随時モニタリングを行うための業務月報（毎月）を作成し当該月終了後 2 週間以内に市へ提出する。

(イ) 四半期業務報告書、年間業務報告書の提出

事業者は、市が定期モニタリングを行うための四半期業務報告書及び年間業務報告書を当該四半期及び通期終了後 2 週間以内に市へ提出する。

(ウ) 業務実施状況の確認

市は、事業者が作成した業務日報、業務月報及び業務報告書に基づき、日常モニタリング、定期モニタリングを行い、事業者が提供する業務の実施状況を確認する。

なお、市は、必要に応じ自ら各業務の遂行状況を直接確認・評価する随時モニタリングを行うことができる。

	事業者	市
日常モニタリング	チェック項目に沿って各業務の遂行状況を確認の上、業務日報を作成。	業務日報の確認、業務水準の評価。
定期モニタリング	四半期ごとに実施し、チェック項目に沿って、遂行状況を確認するとともに、業務日報をもとに業務報告書を作成。	業務報告書の確認、業務水準の評価。サービス購入料の決定。
随時モニタリング	—	有効利用状況の確認。 各種環境計測値の確認。 その他、必要に応じ不定期に、直接確認。

イ モニタリング費用の負担

モニタリングに係る費用は原則として事業者の負担とする。

ウ モニタリング実施時期

日常モニタリング：随時

定期モニタリング：四半期終了後の業務報告書提出後に遅滞なく実施

随時モニタリング：随時

3 業務水準低下に対する措置

市は、モニタリングの結果、事業者の業務内容が業務要求水準書等に定める事項を満たしていないと判断した場合に、以下のとおり是正勧告・サービス購入料の減額、解除等の措置をとる。

(1) 是正勧告及び減額措置

市は、モニタリングの結果、事業者の業務水準の低下を確認した場合、その内容に応じて適切な以下の初期対応を行う。

ア 是正勧告

市が事業者の実施する業務が要求水準を満たさないと判断した場合、市は事業者に適切な是正措置を取ることを通告し、事業者に改善策の提出を求めることができる。

この改善策は是正勧告後14日以内に市へ提出し、内容について市の承諾を受けなければならない。

イ サービス購入料の減額措置

発生した不具合がサービス購入料の減額の対象であれば、適切な減額措置を講ずる。なお、予め市の確認を得ず施設が稼動不可能となった場合（あるいはそうなることが見込まれる場合）には、事業者は市のモニタリングを待たず当該不具合の応急処置を施し、直ちに市に通知する。

ウ やむを得ない事由による場合の措置

やむを得ない事由により業務要求水準書及び事業契約書の内容を満たすことができない場合、事業者は市に対して速やかに、かつ詳細にこれを報告し、その改善策について市と協議する。事業者の通知した事由に合理性があると市が判断した場合、当該期間は再度の勧告の対象としない。

(2) 改善効果の確認

市は、随時のモニタリングにより、改善策に基づく改善効果を確認する。

(3) 業務担当企業の変更

市は、上記(2)の手続きを経て改善効果が認められないと判断した場合、当該業務を担当している業務担当企業を変更することを事業者に請求する。

(4) 事業契約の解除

市は、上記(3)の手続きを取った後、最長 6 ヶ月を経て改善効果が認められないと判断した場合、もしくは、上記(3)の手続きを経ても改善効果が認められないと判断した場合で、当該業務を入札参加企業が実施しているときには、業務改善等の解決の見込みがたたないと判断し、市が契約継続を希望しないときには、事業契約を解除する。

4 サービス購入料の減額

減額対象はサービス購入料 B とし、当該四半期ペナルティポイントの累計を行い、当該サービス購入料から当該サービス購入料に累計ペナルティポイントに対応する減額割合を乗じた額を減額して支払う。但し、四半期ごとの累計されたペナルティポイントが 10 ポイント以下の場合にはサービス購入料の減額を行わない。加算ポイントのレベルは以下のとおりとするが、具体的判断は市が適宜行う。また、四半期ごとに累計されたペナルティポイントは、翌期に繰り越されることはない。ペナルティポイントによる減額割合は下表に示すものとする。

「加算ポイントレベル」

軽微な要求水準未達 : 3 ポイント

中程度の要求水準未達 : 5 ポイント

重大な要求水準未達 : 10 ポイント

ペナルティポイントによる減額割合

累計ペナルティポイント (X)	当該四半期のサービス購入料減額割合
1~10PP	0%
11~100PP	0.5X (%)
101 PP~	100%

別紙6 法令変更による費用の負担割合

(第14条第3項第3号、第35条第2項第3号、
第37条第1項第3号、第41条第3項、第62条第2項関係)

	市負担割合	事業者負担割合
① 本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令の制定・改正の場合	100%	0%
② 消費税に関する変更又は事業者に課される税金の内その利益に課されるもの以外に関する税制度に係る法令の制定・改正の場合	100%	0%
③ 本事業に関する新税の成立や税率の変更の内事業者の費用増加が明らかで、事業者による費用増加抑制が不可能なものに関する税制度に係る法令の制定・改正の場合	100%	0%
④ ①乃至③以外の法令の制定・改正の場合	0%	100%

なお、①の本事業に類型的又は特別に影響を及ぼす法令とは、特に本施設の設計業務、建設業務、運営・維持管理業務その他本事業に関する事項を類型的又は特別に規制することを目的とした法令を意味するものとし、これに該当しない法人税その他の税制変更及び事業者又は本事業に対して一般に適用される法律の変更は含まれないものとする。